

第 I 章 序説

第 I 章 序説

1. 史跡指定の経過

(1) 史跡指定の経過

佐渡金銀山遺跡の文化財指定は、昭和 4 年(1929)の佐渡奉行所址の国史跡を嚆矢とし(昭和 18 年焼失のため指定解除)、昭和 33 年(1958)には、江戸期の金銀生産を管理した佐渡奉行所跡、採掘拠点である道遊の割戸などが「相川鉦山遺跡」として新潟県史跡に指定された。

昭和 34 年(1959)と昭和 42 年(1967)には、二度にわたり国史跡を目指し、国の文化財保護委員会からは指定の答申が出されたものの、諸般の事情により告示にまで至らなかった。

その後、平成 6 年(1994)に、佐渡奉行所跡、道遊の割戸と合わせ、時鐘を収めた鐘楼、江戸期の代表的な坑道である宗太夫間歩などが「佐渡金山遺跡」として官報告示され国史跡に指定された。

また、平成 11 年(1999)以降、遺跡の実態把握と指定の拡大を目指した分布調査を行い、江戸時代の鉦石選鉦に使用した石磨(上磨)の材料供給地である吹上海岸石切場跡が、平成 21 年(2009)に史跡佐渡金山遺跡に追加指定され、平成 22 年(2010)には、明治期からの近代における採鉦、選鉦、製錬に関連する一連の生産拠点地区も史跡に追加指定となった。

平成 23 年(2011)、16 世紀を代表する鉦山遺跡である鶴子銀山跡が追加指定となり、さらに、石磨(下磨)の材料を供給した片辺・鹿野浦海岸石切場跡についても平成 24 年(2012)追加指定を受けた。

なお、平成 23 年(2011)の鶴子銀山跡の指定をもって、史跡名称を「佐渡金山遺跡」から「佐渡金銀山遺跡」[※]へと変更した。(表 1-1 史跡指定の経過)

表 1-1 史跡指定の経過

年度	説明
昭和 4 年	佐渡奉行所址が国史跡に指定される。
昭和 17 年	佐渡奉行所址、建物が焼失。
昭和 18 年	佐渡奉行所址の国史跡指定が解除される。
昭和 24 年	この頃から佐渡金銀山遺跡の史跡指定を目指す動きが再び起こる。
昭和 33 年	3月22日付け新潟県教育委員会告示第11号をもって、佐渡奉行所跡、道遊の割戸、南沢疎水道、河村彦左衛門供養塔、大久保長安逆修塔、鎮目市左衛門墓、御料局佐渡支庁跡が「相川鉦山遺跡」として新潟県史跡に指定される。
昭和 34 年	佐渡奉行所跡などの国史跡を目指したが、指定までには至らなかった。
昭和 42 年	再度、佐渡奉行所跡などの国史跡を目指したが、指定には至らなかった。

平成 6年	5月24日付け文部省告示第73号をもって、佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、南沢疎水道、鐘楼、河村彦左衛門供養塔、大久保長安逆修塔、御料局佐渡支庁跡が「佐渡金山遺跡」として国史跡に指定される。
平成21年	7月23日付け文部科学省告示第119号をもって、吹上海岸石切場跡が国史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。
平成22年	2月22日付け文部科学省告示第18号をもって、近代遺跡である大立地区、間ノ山・高任地区、北沢地区、戸地地区が国史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。
平成23年	1月20日付け文化庁告示第9号をもって、佐渡市が史跡佐渡金山遺跡を管理すべき地方公共団体に指定される。
	2月7日付け文部科学省告示第15号をもって、鶴子銀山が国史跡に追加指定される。併せて史跡名称を「佐渡金山遺跡」から「佐渡金銀山遺跡」に変更する。
平成24年	1月24日付け文部科学省告示第9号をもって、片辺・鹿野浦海岸石切場跡が国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。

※「佐渡金銀山遺跡」の名称とその対象について

佐渡には、多様な鉱物に関わる多くの鉱山遺跡が分布している。一般的に佐渡は「金の島」としてイメージされているが、金のみでなく、銀も大量に採掘されていた。また、銅の採掘も行われ、まさに鉱山の島であり、多くの鉱山遺跡が確認されている（第Ⅱ章3.(1)参照）。

佐渡島では平安時代以降、こうした鉱物の採掘が継続的に行われ、各時代の採掘遺跡が残っているが、鉱物の採掘形態も時代によって大きく変遷し、長い間の鉱山技術の変遷を目の当たりにできる希少な地域といえる。これら佐渡の鉱山遺跡群の中で代表的なものとして、開発の順でいえば、「西三川砂金山」「鶴子銀山」「新穂銀山」「相川金銀山」があげられる。

昭和33年に新潟県の史跡に指定された際の名称は「相川鉱山遺跡」であり、その名が示すように「相川金銀山」に関連する遺跡が指定の対象となっており、平成6年の国の史跡「佐渡金山遺跡」指定は県史跡指定物件の一部変更はあったものの、県史跡相川鉱山遺跡を踏襲したものであった。その後、市町村合併によって佐渡一島を行政域とする佐渡市が誕生し、改めて日本のみならず世界的にも貴重な遺跡として佐渡全域を視野に入れた鉱山遺跡の追加指定や、関連する文化遺産の一体的保存と活用等を講ずることとなった。平成23年に「佐渡金銀山遺跡」と名称変更されたが、これは、相川金銀山に関連する遺跡のみならず、鶴子銀山等、上記の佐渡を代表する4つの鉱山遺跡とこれらに関連する遺跡を、「佐渡金銀山遺跡」として捉えたものである。

(2) 史跡指定内容

国の史跡指定内容は以下のとおりである。なお、指定地の地番等の詳細な地域は、巻末の資料編の〔資料1 官報告示 史跡指定地番一覧〕に掲載している。

■ 名称

佐渡金銀山遺跡

■ 所在地

新潟県佐渡市相川江戸沢町1番6ほか205筆等

■ 史跡指定年月日

- ① 告示年月日 平成6年5月24日、告示番号 文部省告示第73号、史跡指定、指定名称「佐渡金山遺跡」
- ② 告示年月日 平成21年7月23日、告示番号 文部科学省告示第119号、追加指定
- ③ 告示年月日 平成22年2月22日、告示番号 文部科学省告示第18号、追加指定
- ④ 告示年月日 平成23年2月7日、告示番号 文部科学省告示第15号、追加指定、名称変更「佐渡金銀山遺跡」
- ⑤ 告示年月日 平成24年1月24日、告示番号 文部科学省告示第9号、追加指定

■ 管理団体指定年月日

管理団体：佐渡市 告示年月日 平成23年1月20日、告示番号 文化庁告示第9号

■ 指定対象地域、面積、指定基準

(地 域)	(面 積)	(指定基準※)
相川金銀山跡	52,146.825㎡	史跡の部2・3・6・7
佐渡奉行所跡	(18,673.000㎡)	(史跡の部2)
南沢疎水道	(288.480㎡)	(史跡の部6)
鐘楼	(81.240㎡)	(史跡の部2)
大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔	(71.000㎡)	(史跡の部3・7)
宗太夫間歩	(117.515㎡)	(史跡の部6)
道遊の割戸	(30,656.000㎡)	(史跡の部6)
御料局佐渡支庁跡	(2,259.590㎡)	(史跡の部2)
近代遺跡(相川金銀山跡)	247,363.240㎡	史跡の部6
大立地区	(110,844.400㎡)	
高任・間ノ山地区	(73,060.570㎡)	

北沢地区	(62,020.520㎡)	
戸地地区	(1,437.750㎡)	
石切場跡（相川金銀山関連遺跡）	153,514.730㎡	史跡の部6
吹上海岸石切場跡	(12,949.400㎡)	
片辺・鹿野浦海岸石切場跡	(140,565.330㎡)	
鶴子銀山跡	1,724,487.920㎡	史跡の部2・3・6・7
指定面積 合計	2,177,512.715㎡	

※ 史2：都城跡、官公庁等政治に関する遺跡
 史3：社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
 史6：生産施設等経済・生産活動に関する遺跡
 史7：墳墓及び碑

■ 所有関係

① 国有地	132,648.980㎡
② 県有地	6,521.360㎡
③ 市有地	1,758,738.535㎡
④ 民有地（61名）	291,282.590㎡
⑤ 小計	2,189,191.465㎡
⑥ 誤差	▲11,678.750㎡
⑦ 合計	2,177,512.715㎡

※⑥誤差の数値は、座標値により求めた既指定地と追加指定地の実測面積合計⑦と、土地登記簿謄本の面積を積み上げた面積合計⑤との間で生じた誤差。

※⑦合計面積は上記理由を踏まえ座標値により求めた実測面積による。

2. 保存管理計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定に至る経緯

佐渡では、文献によれば平安時代以降金銀生産が行われ、遺跡としては400年以上にわたる採掘・製錬に関連する多くの遺構、さらにそれらによって形成される景観が良好に遺存している。

また、鉱山技術や鉱山経営の形態は時代によって大きく変遷しているが、多くの鉱業関連遺構が遺存する佐渡では、各時代の金銀生産システムを目の当たりにすることができる。つまり、当時の鉱山技術のほぼすべてを見ることができる島であり、世界的にも貴重な存在である。

このような遺跡の重要性から、平成6年(1994)に、平安時代から著名な佐渡金銀山遺跡のうち、相川金銀山関係遺跡が国の史跡に指定された。相川金銀山は、江戸幕府が直轄地として経営し、大量の金銀を産出した佐渡金銀山の中心である。その後平成23年度の今日に至るまで、保存の条件が整った生産関連遺跡等が順次追加指定されている。

佐渡奉行所跡など平成6年(1994)に指定された史跡については、指定と同時に史跡保存管理計画が策定されたが、当時の計画は相川金銀山の主に近世における生産遺跡の保存と政治関連遺跡の活用を主体とする内容であった。

しかし、追加指定によって、佐渡全域を視野に入れた「佐渡金銀山」に対象範囲が広がるとともに、鶴子銀山跡など広大な面積を有する土地については私有地等も多く含まれ、また鉱山経営の歴史を引き継ぐ所有者によって管理・公開されている近代遺跡も史跡に含まれる。そのため、今後は関係者・関係機関等の同意協力の下に、史跡の内容や土地利用等の状況に応じた保護を図る必要がある。特に、追加指定された近代の史跡には、コンクリートや鉄など多様な建設素材で構築された近代建造物なども含まれるため、この保存と整備に対する新たな技術導入を検討する必要性が生じた。

さらに、佐渡金銀山遺跡は、近世の政治関連遺跡と中近世から近代に至る鉱山関連の遺構で構成され、遺跡の性質が多岐にわたることから、活用の面からも既存計画の見直しが課題となった。

史跡の管理団体である佐渡市では、今後も「佐渡金銀山遺跡」に含まれる未指定の貴重な遺跡についても調査推進しながら、史跡の追加指定等の措置を執ることによって、計画的・継続的に遺跡の確実な保存を図っていく予定である。このようなことから、現時点で史跡指定されている土地及び近々に追加指定を予定している土地(3.(2)参照)について、「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 第Ⅰ期」を策定することとなった。

なお、第Ⅰ期保存管理計画の対象外の遺跡で、本保存管理計画策定後に追加指定が図られた遺跡については、今後策定予定の「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 第Ⅱ期」において保存管理の方法等を定めるほか、史跡の周辺域を含めた一体的な保全の方向性も示すものとする。

(2) 既存の保存管理計画

史跡保存管理計画については、平成6年(1994)の史跡指定後すぐに保存管理計画を策定し、旧相川町教育委員会から『史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書』として刊行された。

『史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定書』(平成6年度発行) 抜粋

V. 保存管理計画

1. 保存と整備

佐渡金山関連遺構は、我が国の鉱山史のみならず社会史・政治史上重要な位置にあるとして、平成6年5月24日に史跡に指定された。

これらの史跡は、①将来に向けて保存し、②相川町の歴史的環境の重要な要素として、③良好な景観創造を目指すなかで、④広く町民や一般の来訪者が史跡に親しみ文化的向上に寄与することを目的に整備する。

このように遺跡の保存整備は、遺構の保存を行いながらその遺跡の特長や歴史的意味をわかりやすく表現するとともに、歴史的・文化的環境の構成要素として機能させることにある。つまり、保存を前提とした以下のような活用を目指すものである。

- ・文化遺産の継承として
- ・調査研究、歴史教育、学習の場として
- ・自然環境や都市景観の保全の場として
- ・町民の憩い、歴史的散策の場として
- ・住民の愛着、地域連帯の場として
- ・“相川、佐渡らしさ”の場として
- ・知的観光の場として

また、相川町は7か所の史跡の他に、金山関連の多くの遺跡、建造物、町並、近代化遺産等数多くの文化財を有しているので、全町のいろいろな要素を整備活用し、総合的にネットワークして全町を博物館化するという発想で計画することが望まれる。

2. 各史跡の保存方針

■佐渡奉行所跡

文献調査、古写真・絵図・指図などの収集および発掘調査を行い、現在遺構の確認の上で、遺構の保存を行い、建物の復原をとともう奉行所全体の野外博物館的整備を行う。

- ・発掘調査、文献調査、測量
- ・野外博物館的整備

- ・展示

■道遊の割戸

現状の調査を行い防災上、保存上の問題点を抽出する。

- ・現状調査、保存調査
- ・説明施設の設置
- ・見学路の計画を行い、将来的には設置する
- ・休憩施設＋ガイダンス施設

■宗太夫間歩

現状保存とするが、保存状況の調査及び実測を行った上で、必要であれば保存処置を行う。

- ・現状調査、保存調査、実測
- ・保存処置、保存工事
- ・説明板の設置（内部モニター、模型）

■南沢疎水道

現状の実測、保存調査を行い保存処置をする。外部に説明施設を設置する。

- ・現状の実測、保存調査
- ・保存処置、保存工事
- ・説明施設の充実を図る（内部モニター、ビデオ、模型展示）
- ・休憩施設設置

■鐘楼

時を告げる鐘として機能させながら保存していく。

- ・鐘及び鐘楼の現状の実測、保存調査
- ・説明板の充実を図る

■御料局佐渡支庁跡

北沢地区の全体計画の中での御料局佐渡支庁跡の位置付けを行う。実測等を行い、建造物や史跡としての評価及び活用計画を策定する。

- ・現状建物調査、利用状況調査
- ・内部展示、活用方法の見直し

■大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔

現状保存とし、説明板等の充実を図る。大久保長安逆修塔は石材の風化が甚だしいので、風化防止等の保存処置を施す。

- ・説明板設置
- ・実測調査、保存調査
- ・保存修理工事

3. 現状変更行為について

文化財保護法では、現状変更等の制限及び原状回復に関し、次のとおり規定している。

「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（後略）」第 80 条第 1 項。

「(前略) 許可を受けず (中略) 又は許可の条件に従わないで史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は原状回復を命ずることができる (後略)」第 80 条第 7 項。また、同法第 81 条では、文化庁長官は史跡等の環境保全のため「必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。」とし、指定地のみならず、必要である場合は周辺地域を含めて広く保存することができることを規定している。

つまり史跡とその環境の保存にとって、現状の保存を第一義的に重視しながら、保存するだけでなく教育上及び文化振興上の目的を持って、史跡の活用を十分図ることが望ましいので、文化庁・県や学識経験者の指導・助言を得て計画を策定し、文化庁の許可を得て実行する。

1) 史跡指定部分

史跡部分については、保存修理・防災・環境整備・保存施設・展示等教育上の活用に伴う必要な工事の他は原則として現状変更を行わない。ただし、南沢疎水道の上の指定地に関しては、疎水坑道に影響を与えない工作物の建設、住宅の改造等はその限りではないが、景観上の配慮は行わなければならない。

2) 環境保全地区の設定

史跡景観を守るためのエリアを設定し、植林・樹木伐採、道路の新設等、建造物等構造物の設置等については、地形・植生・景観等の環境が著しく損なわれることのないよう、保存管理計画に基づくものとし、事前に相川町・相川町教育委員会と協議し、新潟県・文化庁・環境庁・その他関係機関の指示に従う。

4. 遺跡・遺構等の登録とその保存

金山遺跡として国指定された遺跡の他に、県および町指定があるがその他にも重要な遺跡や遺構あるいは環境や景観を形成する植生等があり、調査の結果必要と認められたものに関しては、登録して保存する。この中には建造物、石造物、町並、近代化遺産、鉱山の道具・機械等も含めることとする。これについては文化庁や新潟県教育委員会の他、環境庁・建設省等との調整・連絡を行うこととする。

(3) 各種調査の成果

佐渡金銀山遺跡については、遺跡の調査はもとより、それ以外にも様々な観点から価値付けが試みられてきた。たとえば、史跡の範囲内における建造物あるいは周辺部分も含む文化的景観調査、また史跡の価値を補完する歴史資料等の調査も行ってきた。

史跡保存管理計画の検討にあたっては、こうした成果も参考とした。

表 1-2 遺跡に関する調査

年度	調査対象	調査内容
平成 4 年	近代遺跡	新潟県教育委員会による近代化遺産調査（～平成 5 年）
平成 6 年	佐渡奉行所跡	復元工事に伴う発掘調査（～平成 10 年）
平成 8 年	近代遺跡	文化庁による近代鉱山遺跡調査（～平成 10 年）
平成 11 年	相川金銀山	間歩・露頭掘り跡などの分布調査（～平成 13 年）
平成 12 年	新穂銀山跡	間歩・露頭掘り跡などの分布調査（～平成 16 年）
平成 13 年	西三川砂金山跡	道路改良に伴う遺跡確認調査（～平成 14 年）
平成 14 年	鶴子銀山跡	間歩・露頭掘り跡などの分布調査及び地形測量 平成 22 年度から代官屋敷跡の発掘調査（継続中）
平成 15 年	鐘楼	保存に伴う解体修理調査
平成 16 年	上相川遺跡	遺構の分布調査及び地形測量（～平成 19 年）
平成 18 年	西三川砂金山跡	道路改良に伴う発掘調査（～平成 20 年）
平成 19 年	西三川砂金山跡	採掘地・水路跡等の分布調査（～平成 21 年）
	吹上海岸石切場跡	遺構の分布調査（～平成 20 年）
平成 20 年	片辺・鹿野浦海岸石切場跡	遺構の分布調査（～平成 22 年）
	新穂銀山跡	間歩・露頭掘り跡等の分布調査（継続中）
平成 22 年	西三川砂金山跡	五社屋山地区の遺構の分布調査（継続中）

表 1-3 遺跡以外の文化財に関する調査

年度	種別	調査対象	調査内容
昭和 58 年	名勝	佐渡海府海岸	名勝佐渡海府海岸の地形や植生などの現況調査 [保存管理計画策定]
平成 3 年	伝統的建造物群保存地区	相川市街地	相川市街地の住宅特性と近代鉱業施設の概要、植生や都市構造などの調査（～平成 4 年）
平成 6 年	考古資料	奉行所跡出土品	佐渡奉行所跡の発掘調査に伴って出土した金銀生産等に関する考古資料調査（～平成 12 年） *平成 12 年新潟県有形文化財指定

平成 10 年	歴史資料	近世金銀山文書	17 世紀初期の川上家文書の調査及び整理 *平成 11 年新潟県有形文化財指定
平成 14 年	歴史資料	近代鉱山図面	佐渡鉱山関連施設等の図面調査及び整理 *平成 13 年新潟県有形文化財指定
平成 15 年	建造物	近代化遺産	近代施設の配置や構造体調査、古図面と古写真などの史料調査（～平成 19 年）
平成 18 年	考古資料	奉行所跡出土品	佐渡奉行所跡出土の金銀生産や生活に関する考古資料の調査及び整理（～平成 23 年） *平成 23 年国重要文化財指定
平成 19 年	歴史資料	近世金銀山文書	江戸期の山師味方家史料の調査及び整理（～平成 21 年） *平成 22 年新潟県有形文化財指定
平成 20 年	文化的景観	西三川川流域	土地利用や自然環境、遺跡などの文化的景観調査（～平成 22 年）
平成 21 年	歴史資料	近代鉱業関連史料	宮内庁、東京大学、三菱史料館、国立公文書館等所蔵の史料調査（継続中）
	歴史資料	金銀山絵巻	江戸期の金銀山絵巻の比較調査（継続中） *平成 22 年佐渡市有形文化財指定
平成 22 年	文化的景観	相川市街地	土地利用や自然環境などの文化的景観調査（継続中）

表 1-4 調査成果

遺跡等名称	報告書名
佐渡奉行所跡	相川町教育委員会 平成 13 年(2001)『佐渡金山遺跡(佐渡奉行所跡) 国史跡佐渡奉行所跡復元整備に伴う発掘調査報告書』
	相川町教育委員会 平成 13 年(2001)『佐渡金山遺跡(後藤役所跡) 県道白雲台・乙羽池・相川線大間工区改良工事に伴う発掘調査報告書』
	相川町教育委員会 平成 14 年(2002)『佐渡金山遺跡(佐渡奉行所跡) 国史跡佐渡奉行所跡復元整備に伴う発掘調査報告書』
	相川町教育委員会 平成 14 年(2002)『佐渡金山遺跡(北御役宅跡) 国史跡佐渡奉行所跡見学大型車両乗降場整備に伴う発掘調査報告書』
鐘楼	佐渡市 平成 17 年(2005)『史跡佐渡金山遺跡鐘楼保存修理工事報告書』
吹上海岸石切場跡	佐渡市教育委員会 平成 21 年(2009)『佐渡金銀山 吹上海岸石切場跡調査報告書』
片辺・鹿野浦海岸石切場跡	佐渡市 平成 23 年(2011)『佐渡金銀山 片辺・鹿野浦海岸石切場跡分布調査報告書』

近代遺跡	新潟県教育委員会 平成 6 年(1994)『新潟県の近代化遺産－日本近代化遺産総合調査報告書－』
	文化庁文化財部記念物課 平成 14 年(2002)『近代遺跡調査報告書－鉱山－』 ジェームス教育新社
	佐渡市世界遺産推進課・佐渡市教育委員会 平成 22 年(2010)『佐渡金銀山 佐渡金山遺跡(北沢地区) 旧佐渡鉱山工作工場群跡発掘調査報告書』
鶴子銀山跡	佐渡市教育委員会 平成 20 年(2008)『佐渡金銀山 鶴子銀山跡分布調査報告書』
	佐渡市世界遺産推進課・佐渡市教育委員会 平成 22 年(2010)『佐渡金銀山 鶴子銀山跡分布調査報告書』
上相川遺跡	佐渡市教育委員会 平成 18 年(2006)『佐渡金山遺跡(上相川地区)確認調査概報』
	佐渡市教育委員会 平成 20 年(2008)『佐渡金銀山 佐渡金山遺跡(上相川地区)調査報告書』
西三川砂金山跡	真野町教育委員会 平成 16 年(2004)『鉄砲場遺跡・砂金江道遺跡 一般県道静平・西三川線辺地道路改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』
	佐渡市教育委員会 平成 16 年(2004)『西三川砂金山石組遺構調査報告書』
	佐渡市教育委員会平成 21 年(2009)『カジ屋遺跡・せりば遺跡調査報告書－一般県道静平西三川線改良事業発掘調査報告書』
西三川文化的景観	佐渡市 平成 23 年(2011)『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観』
間歩等	相川町教育委員会 平成 15 年(2003)『相川町鉱山間歩調査・寺社調査』
	佐渡市教育委員会 平成 17 年(2005)『佐渡金銀山 相川地区石造物分布調査報告書』
名勝	相川町教育委員会・両津市教育委員会 昭和 59 年(1984)『名勝佐渡海府海岸保存管理計画策定報告書』
建造物等	相川町教育委員会 平成 5 年(1993)『金山の町佐渡相川－伝統的建造物群保存地区保存対策調査報告書』
	佐渡市教育委員会 平成 20 年(2008)『旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査報告書』
	新潟大学工学部 平成 21 年(2009)『佐渡相川・笹川の歴史的環境と歴史的建造物』
技術等	佐渡市教育委員会 平成 18 年(2006)『「佐渡無名異焼」資料集成』
	佐渡市教育委員会 平成 22 年(2010)『振矩術に関する調査研究報告書』

表 1-5 おもな刊行物

刊行物名	編著者	発行者	刊行年
佐渡金銀山史話	麓三郎	三菱金属鉱業株式会社	1956
佐渡金山史	田中圭一編	中村書店	1970
佐渡の百年	山本修之助	佐渡の百年刊行会	1972

佐渡歴史散歩－金山と流人の光と影	磯部欣三	創元社	1972
佐渡－島社会の形成と文化	地方史研究協議会	雄山閣出版	1977
佐渡金銀山文書の読み方・調べ方	田中圭一	雄山閣出版	1984
図説佐渡金山	テム研究所	ゴールデン佐渡株式会社	1985
天領佐渡(1)－村の江戸時代史(上)	田中圭一	刀水書房	1985
天領佐渡(2)－村の江戸時代史(下)	田中圭一	刀水書房	1985
佐渡金銀山の史的研究	田中圭一	刀水書房	1986
佐渡金山	田中圭一	教育社	1986
佐渡金銀山史の研究	長谷川利平次	近藤出版社	1991
佐渡金山	磯部欣三	中央公論社	1991
帳箱の中の江戸時代史 上巻	田中圭一	刀水書房	1991
天領佐渡(3)－島の幕末	田中圭一	刀水書房	1992
帳箱の中の江戸時代史 下巻	田中圭一	刀水書房	1993
図説 佐渡島	佐渡博物館	新潟交通株式会社	1993
離島佐渡－その過去・現在・近未来	島津光夫	野島出版	1998
図説 佐渡島歴史散歩	佐渡博物館	河出書房新社	1998
金銀山史の研究	小菅徹也	高志書院	2000
日本の中の佐渡	本間雅彦他	両津市郷土博物館	2000
佐渡江戸時代史年表	山本仁他	佐渡史学会	2005
佐渡を世界遺産に	田中圭一他	新潟日報事業社	2007
黄金の島を歩く	新潟県教育委員会他	新潟日報事業社	2008
日本の近代化を支えた佐渡鉱山	新潟県教育委員会他	新潟日報事業社	2008
「佐渡金銀山展」図録	新潟県教育委員会他	同実行委員会	2009
佐渡金銀山に関わる資料をヨーロッパに訪ねて	橋本博文他	新潟大学旭町学術資料展示館	2010
「絵巻から見える佐渡金銀山」シンポジウム記録	新潟県教育委員会他	新潟県教育委員会他	2010
「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」シンポジウム記録	新潟県教育委員会	文化庁他	2011

(4) 保存管理計画の目的

史跡は、我が国の歴史の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の発展向上の基礎をなすもので、適切な形で保存して後世に伝えなければならない。

しかしながら、史跡においては地域住民の生活をはじめとするさまざまな人間の活動が営まれている。史跡佐渡金銀山中核をなす佐渡鉱山は平成元年に休山したが、所有者の(株)ゴールデン佐渡が現在も坑道の排水等を含め、鉱山としての管理を継続し、一部は観光坑道として公開され多くの観光客が訪れている。史跡内には観光道路でもある県道や河川があり、新潟県佐渡地域振興局が管理しているが、道路や河川の整備、改修等は地域住民を災害から守るという観点から必要なものもある。

また、史跡を活用して地域の住民や国民にその価値を認識してもらうことは、史跡の保存を図るために必要不可欠である。近年、史跡整備にとどまらず、史跡を中核とした地域づくりや観光資源としての活用など、多様な形で史跡を積極的に活用しようとする動きもみられる。

このような現在の人びとの多様な形での活用を踏まえながら、史跡を適切に保存して後世に伝えることを目的として、史跡保存管理計画を策定する。

本計画では、史跡佐渡金銀山遺跡の歴史的特性と現状に基づく本質的価値の把握に努め、史跡の保存管理を進める上での基本方針や方策を決定し、現状変更等の取扱い基準を明確にしながら、史跡の本質的価値を損なうことのないよう様々な観点から保護の措置を図るものとする。また、き損、衰亡した史跡の復旧等による価値の回復や公開・活用のための整備活用の方向性についても検討するものとする。

併せて、中近世から近代に至る佐渡金銀山遺跡の保存・整備を中心に、各時代にわたる一連の鉱業システムとしての機能を視野に入れた活用についても検討する。

また、史跡の整備方針については、計画の方針と方策に沿って史跡の保存を第一義とした整備を進めるものとするが、多様な材料で構成される遺構の保存、あるいは既に公開されている遺構に対しては、新たな技術導入や社会的背景などにも配慮したものとする。

さらに、史跡の活用にあたっては、史跡が地域の宝として認知され、かつ市民主体による保護活動が定着するよう、市民と行政との連携や体制整備にも配慮したものとする。

3. 計画の位置付けと検討経過

(1) 佐渡市における上位計画

本保存管理計画の対象とする遺跡等に関しては、市の上位計画である『佐渡市総合計画～基本計画（後期）』において、文化財を地域文化の振興やまちづくりの重要な要素を担うものと定義し、文化財を核とした島づくりを進めることがうたわれている。

■『佐渡市総合計画～基本計画（後期）』（平成22年(2010)3月策定）抜粋

【佐渡市市民憲章】

「文化の薫るおけさの島ー伝統と文化遺産を継承し、学びあい文化の薫り高いまちをつくりましょう。」

伝統と魅力ある地域文化の育成

■文化財

【現 状】

佐渡市には、有形や無形、天然記念物等、数多くの文化財があることが知られており、国や県、市に指定された文化財だけでも県内有数の規模になります。

これらの文化財を後世に守り伝えていくために、保存と活用、着実な継承を図ることが私たちの使命と言えます。

しかしながら、少子・高齢化の進行による伝承活動の停滞、急速に進む過疎化や価値観の多様化を背景とした保存環境の変化により、文化財の維持や保存・継承が年々困難になっています。

一方では、地元の文化財や歴史的資産を地域づくりの核とする活動や、町並みや景観を共有の財産ととらえ、後世に守り伝えようという保存活動が各地で見られるようになり、文化財を守ろうという機運も徐々に盛り上がってきています。

今後は、これらの貴重な文化財を市民共有の財産として保存、活用を図るとともに、文化財保護意識の醸成のため、市民への啓発活動や情報発信を積極的に推進する必要があります。

【課 題】

- ① 幼児、青少年期からの伝統文化の継承
- ② 多様なニーズに対応した文化財保護行政と活用施策の推進
- ③ 文化財の保存・活用に向けた新たな取組

【振興方針】

- ① 学校教育、生涯学習と連携し、無形文化財の後継者育成と伝承活動の活性化を図ります。
- ② 地域ごとの歴史・文化資源を調査し、地域の特性を活かした保存活用方針を策定し、文化財を核とした島づくりを目指します。

③大学やNPO等との協働事業を推進するとともに、文化財保護行政の補完的役割を担うための新たな方策について更に調査・研究を進めます。

■世界遺産登録

【現 状】

佐渡は古くから「金銀の島」として知られ、中世以来の採掘から製錬に至る技術の変遷を示す鉱山遺跡が良好な状態で残されています。また、鉱山とともに形づくられてきた都市・集落などの景観や社寺などの歴史的建造物も数多く見られます。

佐渡市では、これら文化遺産を佐渡の宝として構成に永く伝える方策の一つとして、ユネスコの世界遺産登録を目指して構成資産となる各種文化財を調査・研究し、国などの文化財指定を促進してきました。その結果、平成20年（2008）9月に「世界遺産暫定一覧表に記載が適当な資産」との決定を受けました。今後、本登録に向けて、世界遺産登録推進体制を強化するとともに、各種事業を迅速かつ効果的に進める必要があります。

【課 題】

- ①世界遺産を構成する指定文化財数の拡大
- ②世界遺産を構成する指定文化財の保存・整備、活用の促進
- ③普及・啓発及び情報発信の促進
- ④民間組織の育成

【振興方針】

①関係機関や各分野の専門家の協力を得て調査研究を進めるとともに、市民等からの理解を得ながら、世界遺産登録の前提条件である国指定文化財を増やします。

②世界遺産として価値を維持し公開・活用するには、計画的かつ適切な修復や整備を実施する必要があるため、今後策定する整備・活用計画に基づき国の補助制度などを有効に活用しながら進めます。

③世界遺産登録に向けた各種事業や登録後の維持・管理には、市民や関係機関の理解と協力が不可欠であることから、説明会・意見交換会や現地見学会などを充実させるとともに、わかりやすいパンフレット類を作成します。

また、佐渡金銀山の価値を国内外にアピールするため、県と連携しシンポジウムや研究発表会、展覧会などを開催します。

④世界遺産の構成資産を保存・活用していくためには、地域の保存会やNPO法人など民間組織と行政との協働体制が必要であり、新たな組織育成や組織間の連携活動を支援していきます。

(2) 保存管理計画第Ⅰ期の対象範囲

本保存管理計画は、2. (1)で述べたように平成 6 年(1994)の指定である佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、南沢疎水道、鐘楼、御料局佐渡支庁跡、大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔、さらには平成 21 年度(2009)から平成 22 年度(2010)にかけて指定された吹上海岸石切場跡及び大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区、戸地地区、そして平成 23 年度(2011)指定の鶴子銀山跡と片辺・鹿野浦海岸石切場跡を対象とする。また、近代における生産システム的一端を担い、港湾が所在した大間地区についても、史跡指定を検討しており、早急な保護の措置が必要な遺跡であることから、本計画の検討対象とし、指定後における保存管理方針を示すものとする。これら遺跡について「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画 第Ⅰ期」として報告書を刊行する。

併せて平成 23 年度(2011)以降には、史跡保存管理計画第Ⅰ期の方針等に基づいた史跡整備活用計画を策定し、整備事業に着手することとする。

また、保存管理計画の段階から、主に近代遺跡を対象とした遺構のモニタリング及び最新技術の導入等、史跡の保存に対する最善の措置を講じ、事後の整備活用計画においてもその方針を踏襲するものとする。

なお、佐渡金銀山遺跡においては今後も史跡の範囲を拡大することを検討しており、新たに追加指定となる遺跡に対しては、「保存管理計画 第Ⅱ期」を策定する予定である(表 1-6 史跡指定及び史跡保存管理計画の策定)。

第Ⅱ期については、平成 24 年度以降に追加指定を目指している西三川砂金山跡等を対象とする。

表 1-6 史跡指定及び史跡保存管理計画の策定

年度	史跡（申請・指定）	保存管理計画の対象となる史跡等	計画の位置付	
			改訂	本書の対象とする史跡
6	史跡「佐渡金山遺跡」 ①相川金銀山跡【佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、南沢疎水道、鐘楼、御料局佐渡支庁跡、大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔】（5月指定）	①佐渡奉行所跡ほか	第I期	と す る 史 跡
21	②相川金銀山関連遺跡【吹上海岸石切場跡】（7月指定） ③相川金銀山跡（近代遺跡）【大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区、戸地地区】（H22年2月指定）			
22	史跡「佐渡金銀山遺跡」（名称変更） ④鶴子銀山跡（H23年2月指定）	①佐渡奉行所跡ほか ②吹上海岸石切場跡		
23	⑤相川金銀山関連遺跡【片辺・鹿野浦海岸石切場跡】（7月申請）	③大立地区ほか近代遺跡 ④鶴子銀山跡 ⑤片辺・鹿野浦海岸石切場跡		
24	⑥西三川砂金山跡（申請）		第II期	新 規 に 策 定 予 定
25	⑦相川金銀山跡【上相川遺跡】（申請） ⑧相川金銀山跡【相川間歩群】（申請） ⑨相川金銀山跡【上寺町】（申請）			
26	⑩新穂銀山跡（申請）	⑥西三川砂金山跡 ⑦上相川遺跡 ⑧相川間歩群 ⑨上寺町 ⑩新穂銀山跡		

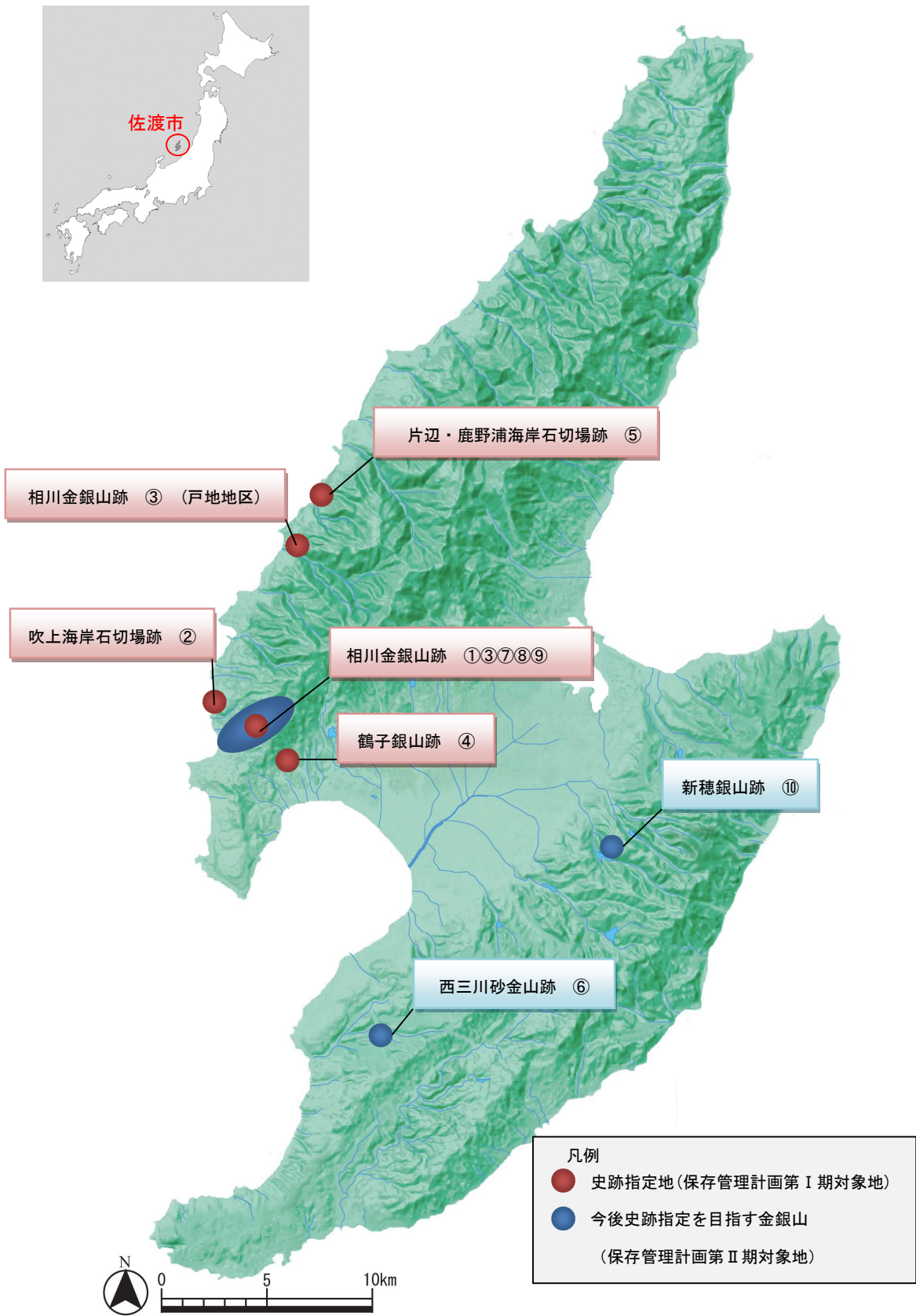


図 1-1 計画の対象範囲図 (保存管理計画第Ⅰ期及び第Ⅱ期)

(3) 委員会と検討経過

① 委員会の設置

史跡保存管理計画策定のため「史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会」を設置し、委員会を平成22年度(2010)は4回、平成23年度(2011)は4回開催し、検討を重ね保存管理計画書を作成した。

委員会は、建築、考古、文化財保存、土木史、地質、科学技術史等の学識者、行政関係者及び所有者等から構成し、多様な観点から学際的な検討を進めた。

史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会設置要綱

平成22年4月23日
佐渡市告示第103号

(設置)

第1条 史跡佐渡金山遺跡に係る保存及び活用の方策を検討し、保存管理計画（以下「計画」という。）を策定するため、史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 史跡佐渡金山遺跡の保存管理に関すること。
- (2) 史跡佐渡金山遺跡の公開活用に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験及び専門知識を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から史跡佐渡金山遺跡保存管理計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

<p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、世界遺産推進課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成22年4月23日から施行する。</p> <p>2 この告示は、史跡佐渡金山遺跡保存管理計画の策定が完了した日に、その効力を失う。</p>
--

表 1-7 史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会委員名簿

№	氏名	所属等	専門分野等
1	伊東 孝	日本大学理工学部教授	土木史・景観工学
2	神蔵勝明	佐渡ジオパーク推進指導員	地質学
3	北村 亮	新潟県埋蔵文化財調査事業団調査課長	考古学
4	木村 勉	長岡造形大学造形学部教授	建造物保存修復
5	斎藤康夫	新潟県農林公社森林・林業課長	所有者等
6	坂井秀弥	奈良大学文学部教授	考古学
7	澤邊一郎	(株)ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術 (所有者等)
8	鈴木一義	国立科学博物館科学技術史グループ長	科学技術史
9	高橋秀典	佐渡地域振興局地域整備部計画調整課長	行政関係者
10	高橋三千年	林野庁関東森林管理局下越森林管理署次長	行政関係者
11	田中哲雄	前東北芸術工科大学芸術学部教授	史跡整備
12	中山俊介	東京文化財研究所近代文化遺産研究室長	文化財保存学
13	萩原三雄	帝京大学山梨文化財研究所長	考古学・鉱山史
14	北条睦夫	佐渡市文化財保護審議会委員	植物分類学
	山下信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	オブザーバー
	小田由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室副参事	オブザーバー
	澤田 敦	新潟県教育庁文化行政課副参事・埋蔵文化財係長	オブザーバー
	尾崎高宏	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室主任調査員	オブザーバー

(敬称略)

他の委員会との関係

佐渡金銀山遺跡の調査及び保存整備を検討する組織として、佐渡市歴史文化遺産群保存活用検討委員会（平成 20 年度設置）があったが、史跡の広域化と保存方法の多様化により委員会の機能を見直すことが必要となった。

このことから、史跡の価値を明らかにする調査を佐渡金銀山調査委員会が所掌し、本委員会は史跡の適切な保存・管理のための基準と修復整備及び活用に関する基本方針を策定し、その保存管理計画に基づいた整備活用計画を史跡佐渡金銀山遺跡整備活用委員会で策定することとした。なお、委員会間の情報共有を目的に委員の重複を図っている。

■ 史跡佐渡金山遺跡保存管理計画策定委員会 [平成 22 年 4 月 23 日設置]

○ 設置目的

史跡佐渡金山遺跡のうち、特に近代化遺産の保存・整備と全体の活用方針を検討。

○ 委員構成

遺跡・史跡整備、近代化遺産保存、史跡活用の専門家で構成。

■ 佐渡金銀山調査指導委員会 [平成 22 年 8 月 10 日設置]

○ 設置目的

佐渡金銀山に関連する文化財の調査及び研究方針の検討。

佐渡金銀山に関連する文化財の調査並びに研究の指導及び助言。

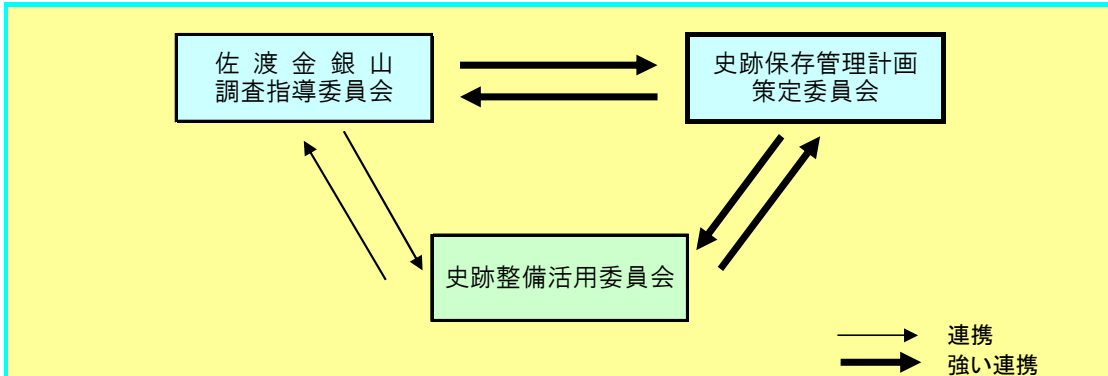
○ 委員構成

遺跡・建造物専門分野－遺跡・建造物の専門家で構成。

文化的景観専門分野－建造物・景観等の専門家で構成。

委員会相関図

既存委員会
設置予定の委員会



委員会組織

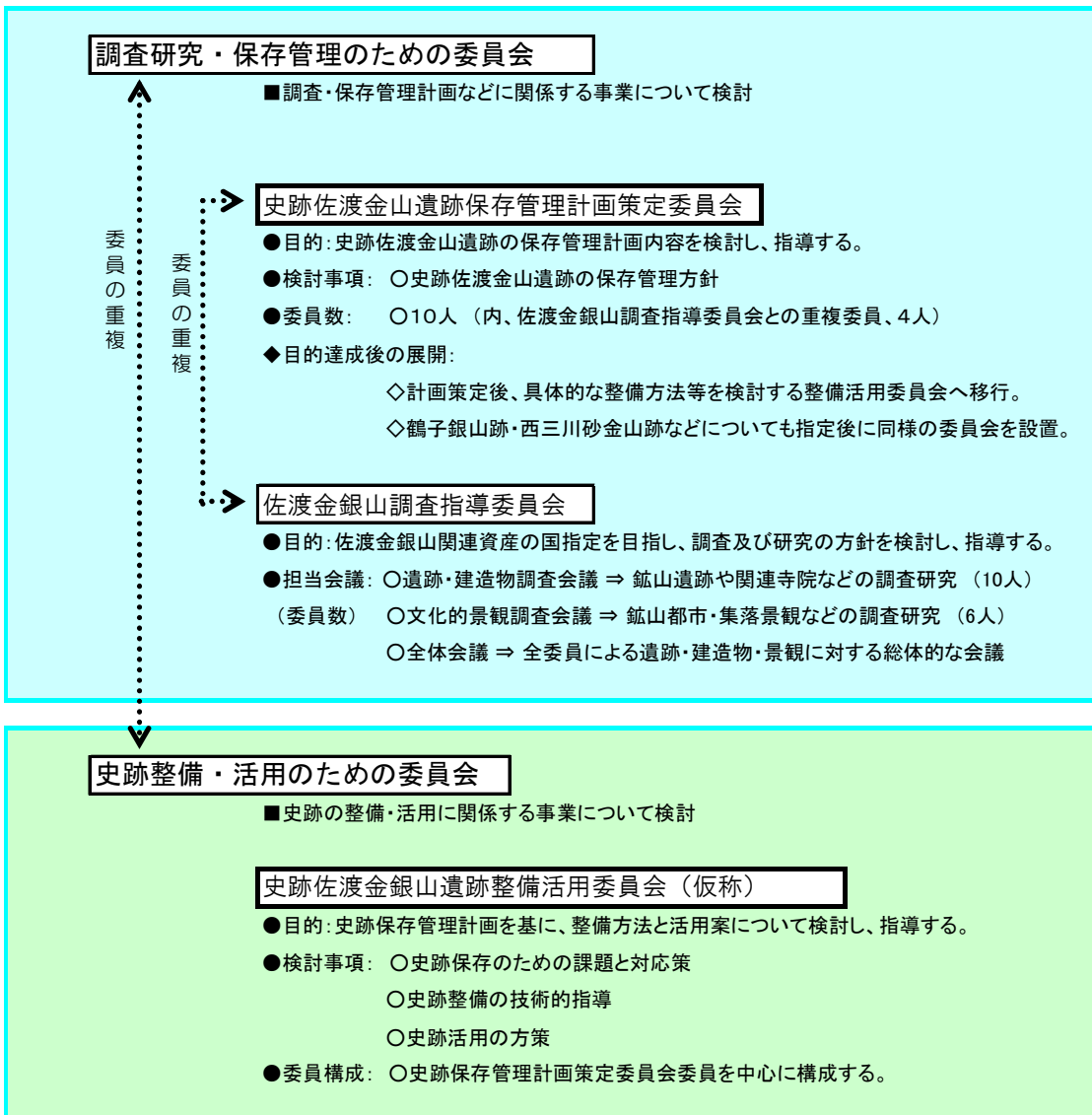


図 1-2 史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画関連委員会について

② 検討の経過

史跡保存管理計画策定委員会における検討内容は、次のとおりであった。

平成 22 年度

第 1 回委員会 (平成 22 年 5 月 20 日)	① 史跡佐渡金山遺跡の概要確認 ② 史跡保存管理の方向性の確認 ③ 計画策定までの作業工程の確認
第 2 回委員会 (平成 22 年 9 月 13 日)	① 計画策定において検討すべき項目など委員会での検討範囲 ② 重要な構成要素など史跡佐渡金山遺跡の内容整理 ③ 史跡保存管理計画の方向性 ④ 計画策定までのスケジュール
第 3 回委員会 (平成 22 年 12 月 13 日)	① 保存管理基本方針、機械等の保存管理 ② 整備・活用の基本方針
第 4 回委員会 (平成 23 年 2 月 14 日)	① 検討範囲の拡大及び策定期間延長の確認 ② 現状変更の取扱基準の検討及び確認 ③ 機械・工具類の取扱い方針の検討 ④ モニタリングの方向性の検討

平成 23 年度

第 1 回委員会 (平成 23 年 5 月 27 日)	① 現地視察による課題の把握(中近世遺跡) ② 現状変更の取扱基準(近代遺跡) ③ 緊急保存が必要な近代遺跡の取扱い ④ モニタリングの進め方
第 2 回委員会 (平成 23 年 9 月 20 日)	① 保存管理上の課題の把握(中近世遺跡) ② 現状変更の取扱基準(近代遺跡) ③ 整備の進め方 ④ モニタリングの進め方
第 3 回委員会 (平成 23 年 11 月 29 日)	① 保存管理の基本方針 ② 構成要素の特定と保存管理の内容 ③ 現状変更等の取扱い ④ 来年度以降の整備活用案の内容
第 4 回委員会 (平成 24 年 2 月 23 日)	① 構成要素の特定と保存管理の内容 ② 現状変更の取扱い ③ 来年度以降の体制